

サイボウズ AG シンク 使用許諾契約書

(2)

サイボウズ株式会社 使用許諾契約書

ソフトウェアの使用権（以下、「ライセンス」と称します。）を購入されたお客様へのご注意：本使用許諾契約書（以下、「本契約書」と称します。）は、サイボウズ株式会社 ソフトウェア製品（以下、「本ソフトウェア製品」と称します。）に関してお客様とサイボウズ株式会社（以下、「サイボウズ」と称します。）の間に締結される法的な契約書です。お客様は、本ソフトウェアのご購入申し込み前に本契約書の内容を確認する手段やその機会があった場合はサイボウズにてお申し込みを受け付けた時点、本契約書の内容を確認する手段やその機会がなかった場合は登録キー証明書の含まれる封筒を開封した時点で、本契約書の条項に拘束されることに承諾したものとし、本使用許諾契約（以下、「本契約」と称します。）が成立したものとみなされます。

本ソフトウェア製品は、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。本ソフトウェア製品はサイボウズがお客様に対してその使用を許諾するもので、販売するものではありません。

1. 使用範囲

本契約書はお客様に対し、以下の権利の使用を許諾いたします。

- ・「ライセンス」とは、1つの登録キーごとに与えられる1つの使用権を意味し、1つのサーバーソフトウェア上においてのみ使用することができる権利をいいます。
- ・「サーバーソフトウェア」とは、本ソフトウェアを使用するユーザーとしてユーザー設定されたサーバーインストール型のソフトウェアをいいます。

お客様は、サーバーソフトウェアに登録されたユーザー（以下、「登録ユーザー」と称します。）のうちから、ライセンスで許諾されたユーザー数を超えない範囲で、本ソフトウェア製品を使用するユーザーを指定することができます。（以下、「指定ユーザー」と称します。）

指定ユーザーとしてサーバーソフトウェアプログラムに登録されたユーザーのみ、本ソフトウェアプログラムを使用することができます。お客様は例外的に、指定ユーザーとしてお客様と同一法人ならびに団体の従業員および構成員以外の方を含めることができますが、

お客様はこの方から一切の対価（金銭的対価、物的対価、権利的対価等を含むが、これらに限られない）を受け取ることはできません。1つの本ソフトウェアにおいて同じソフトウェアのライセンスを複数個同時に使用する場合、ライセンスごとに許諾されたユーザー数を合計した数だけ「登録ユーザー」として登録することができます。ただし、1つのライセンスで許諾されたユーザーの数を複数のライセンスに分割することはできません。お客様は、同一か否かを問わずいかなるコンピュータ上においても1つの登録キーを並行して使用することはできません。

2. その他の権利と制限

お客様は、本ソフトウェア製品を指定ユーザー本人がご使用になる目的以外の複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、リース、担保設定等を行うことはできません。また、本ソフトウェア製品を使用する権利を譲渡ならびにその使用を許諾することはできません。

お客様は、本ソフトウェア製品あるいは本ソフトウェア製品に関するドキュメントを修正、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本ソフトウェア製品の派生製品を作成することはできません。

本ソフトウェア製品は1つの製品として許諾されており、お客様はその構成部分を分離して使用することはできません。

お客様が本ソフトウェア製品を旧製品のバージョンアップまたは旧製品からの乗り継ぎとして使用される場合、お客様はサイボウズによってバージョンアップ対象製品または乗り継ぎ対象製品として指定されている旧製品のライセンスを正規に取得していなければなりません。旧製品を破棄（アンインストール）した後、本ソフトウェアプログラムをインストールし、本契約第1条で使用が許されたユーザーの方のみ使用することができます。本ソフトウェア製品をバージョンアップまたは乗り継ぎとして使用される場合、旧製品のライセンスは自動的に消滅します。

3. 本契約の解除

お客様が本契約書の条項および条件の1つにでも違反した場合、サイボウズは本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。本契約が解除となった場合、お客様は、本ソフトウェア製品、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物を破棄しなければなりません。

4. 保証の制限

お客様は、本ソフトウェア製品の使用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害（データ滅失、サーバーダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等）ないし危険はすべてお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。サイボウズは、本ソフトウェア製品に含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェア製品が正常に作動すること、本ソフトウェア製品に瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合にこれが修正されること、のいずれも保証いたしません。サイボウズのいかなる口頭又は書面によるいかなる情報又は助言も、新たな保証を行ない、又はその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。本ソフトウェア製品に瑕疵が発見された場合、お客様が、すべてのサービス、修理又は修正に要する一切の費用を負担するものとします。

サイボウズは本ソフトウェアプログラムに付随するサービス等についてお客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本契約締結時における本ソフトウェアプログラムと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。

5. 責任の制限

いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、サイボウズおよび本ソフトウェアの供給者、再販売業者、ならびに各情報コンテンツの提供会社は、お客様その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピューターの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、サイボウズは、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。

本ソフトウェアプログラムに付随する各サービス等をご利用になる際は、別途各サービスの規定に従って取り扱われる場合があります。また、各情報コンテンツの提供会社によって提供されるサービス等のご利用については、お客様と各情報コンテンツ提供会社との間の契約に基づくものとします。

6. 登録キー情報の守秘義務と不正使用の禁止

お客様は、故意、過失を問わず、また本契約終了の前後を問わず、いかなる場合においても登録キーに関する全ての情報を第三者に対して開示・漏洩してはいけません。また、本契約書に違反した登録キーの不正使用はこれを一切禁じます。

7. 著作権等

本ソフトウェア製品（HTML プログラム部分および各画面表示部分を含む一切）、本ソフトウェア製品に関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下「本件知的財産権」と称します。）は、サイボウズおよびその供給者に帰属します。

本ソフトウェア製品、本ソフトウェア製品に関する文書、図面、ドキュメントなどの文書は、著作権法及びその他の無体財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。なお、本ソフトウェア製品からアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての無体財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法及びその他の無体財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

8. 準拠法および雑則

本契約は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。また、本契約書ないし本ソフトウェアに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることにお客様もサイボウズも合意するものとします。

9. その他

お客様が入手した本ソフトウェア製品に、本契約と異なる条項の使用許諾契約が添付されている場合は、お客様による本ソフトウェア製品の使用には、本使用許諾契約が優先して適用されるものとします。本契約は、両当事者間の使用許諾に関する唯一の合意であり、両当事者の署名ある書面によってのみ、変更することができます。

また、販売店がお客様に対して用意している注文書に記載されている条項は、本契約に対して効力をもたず、本契約にいささかの影響をもあたえるものではありません。